

第4編 災害復旧・復興計画

第4編 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設災害復旧計画

本町における被災した公共施設は、災害に対する各種の特性と原因を速やかに検討し、その被害程度に応じて復旧事業計画を立て、被災施設の原形復旧と合わせて再度災害の発生を防止し、施設の新設又は改良を図るものとする。

1 実施責任者

指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他執行機関、指定公共機関、その他法令の規定により、災害復旧の実施について責任を有する者が実施するものとする。

[実施主体：総務班・企画財政班・都市建設班]

2 計画の種類

復旧計画は、災害応急対策計画に基づく応急復旧終了後、被害の程度を十分調査検討してその都度作成実施するものとするが、その主な計画は次のとおりである。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

- | |
|--------------------|
| ① 河川施設復旧事業計画 |
| ② 海岸 // |
| ③ 道路 // |
| ④ 砂防 // |
| ⑤ 地すべり防止施設復旧事業計画 |
| ⑥ 急傾斜地崩壊防止施設復旧事業計画 |
| ⑦ 下水道施設復旧事業計画 |
| ⑧ 港湾施設復旧事業計画 |
| ⑨ 林地荒廃防止施設復旧事業計画 |
| ⑩ 漁港施設復旧事業計画 |
| ⑪ 公園災害復旧事業計画 |

(2) 水道施設復旧事業計画

(3) 農林水産業施設復旧事業計画

※農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

(4) 都市災害復旧事業計画

(5) 住宅災害復旧事業計画

(6) 社会福祉施設災害復旧事業計画

(7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画

(8) 公立学校施設災害復旧事業計画

(9) 社会教育施設災害復旧事業計画

(11) 文化財災害復旧事業計画

(12) その他の災害復旧事業計画

第4編 災害復旧・復興計画

3 町及び県における措置

区 分	実 施 内 容
① 激甚災害特別援助法に基づく激甚災害の指定促進	著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合は、町又は県において被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう努めるものとする。
② 緊急災害査定促進	災害が発生した場合、町及び県は被害状況を速やかに調査把握し緊急に災害査定が行われるために、公共施設の災害復旧事業を迅速に実施するよう努めるものとする。
③ 災害復旧における財源確保	町及び県は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、この負担すべき財源を確保するため所要の措置を講ずる等、災害復旧事業の早期実施を図るものとする。
④ 施設災害復旧事業に関する国の財政措置等	災害のため被害を受けた公共施設等の災害復旧事業に関する国の財政措置を十分に把握しておき、これらの特別措置等を勘案し、迅速な復旧を図るものとする。
⑤ 復旧工事の代行	県は、国の緊急災害対策本部が設置される災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた市町村から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該市町村に代わって工事を行うものとする。

第2節 被災者生活への支援計画

被災者が抱える多種多様な相談や問い合わせに対して、町の相談窓口「住民サポートセンター」を開設するなど、総合的な対応としての機能を発揮させるものとする。

[実施主体：総務班・都市建設班・町民保険班]

第1款 災害相談

1 住民サポートセンターの開設

本町における被災者の抱える相談や問い合わせに対処するため、沖縄県の「県民サポートセンター」と連携し、国及びその他関係機関と連携した「住民サポートセンター」を開設するものとする。また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった本町及び避難先の市町村が協力・連携することにより、被災者に対して必要な情報や支援・サービスを提供する。

2 相談内容

「住民サポートセンター（仮称）」における相談内容の事例は、次のとおりである。

- ① 被災建築物の応急危険度判定結果及び処置
- ② 倒壊家屋の解体・撤去、
- ③ 各種資格証の再発行等手続（年金証書、健康保険証等）
- ④ 罹災証明の発行手続
- ⑤ 仮設住宅の入居
- ⑥ 独立行政法人住宅金融支援機構関係（返済、支払方法等）
- ⑦ 事業再開の融資
- ⑧ 災害援護資金
- ⑨ 被災に伴う税金の減免措置
- ⑩ 借地・借家
- ⑩ 医療、保健
- ⑪ 労働相談

3 設置場所

「住民サポートセンター」は被災状況を勘案し、町役場及び公共施設等、地域において日頃から活用されている施設に設置する。

第2款 罹災証明書の発行

本町は、県から技術的・人的支援や必要な研修を受けて、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。

第3款 住宅の復旧

災害時における住宅の復旧対策を図る。

[実施主体：総務班・企画財政班・都市建設班]

1 災害住宅融資

(1) 災害復興住宅資金

町及び県は、被災地の滅失家屋の状況を調査し、沖縄振興開発金融公庫法令に規定する災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、借入手続の指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興資金の借入促進を図るものとする。

なお、この場合資金の融通が早急に行われるよう、町において罹災者が公庫に対して負うべき債務を保証するよう努めるものとする。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 災害復興住宅資金 ② 地すべり等関連住宅資金 ③ 宅地防災工事資金 |
|---|

(2) 個人住宅（特別貸付）建設資金

町長は、災害による住宅の被害が発生した場合においては、罹災者に沖縄振興開発金融公庫による個人住宅(特別貸付)建設資金の災害罹災者貸付制度の内容を周知させるものとする。なお、罹災者が借入れを希望する際には「罹災者証明書」を交付するものとする。

2 災害公営住宅の建設

災害公営住宅（公営住宅法第8条第1項による）は、大規模な災害が発生し、住宅に多大な被害が生じた場合、低所得被災世帯者に賃貸するため国庫補助を受けて建設するものとする。

(1) 適用災害の規模

災害種別	基準内容
① 地震、暴風雨、洪水、高潮その他の異常な天然現象による場合。	ア) 被災全域の滅失戸数が500戸以上のとき。 イ) 本町区域内の滅失戸数が200戸以上のとき。 ウ) 本町区域内の滅失戸数が、その住宅戸数の1割以上のとき。
② 火災による場合	ア) 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき。 イ) 本町区域内の滅失戸数が、その区域内住宅戸数の1割以上のとき。

(2) 建設及び管理者

災害公営住宅は、町が建設し、管理することとする。

ただし、災害が広域的かつ甚大な場合は、県が補完的に建設、管理することとする。

第4款 生業資金の貸付

被災した生活困窮者等の再起のため、必要な事業資金その他の小額融資の貸付資金を確保するため、次の資金等の導入に努めるものとする。

1 災害弔慰金等の支給

(1) 災害弔慰金の支給等に関する法律（以下「法」という。）による災害援護資金

① 実施主体	嘉手納町（条例の定めるところにより実施。）
② 対象災害	自然災害であって、県内において救助法が適用される市町村が1以上ある場合の災害とする。
③ 貸付対象	‘②’により、負傷又は住居、家財に被害を受けた者
④ 貸付限度額	350万円 被害の種類、程度により区分（世帯主の1か月以上の負傷 150万円、家財の3分の1以上の損害 150万円、住居の半壊 170万円、住居の全壊 250万円、住居の全体が滅失若しくは流失 350万円）※原則
⑤ 所得制限	前年の所得が市町村民税の課税標準で730万円（4人世帯の場合）未満
⑥ 利率	年3%（据置期間中は無利子）
⑦ 据置期間	3年（特別の場合5年）
⑧ 償還期間	10年（据置期間を含む）
⑨ 償還方法	年賦又は半年賦
⑩ 貸付原資負担	国（3分の2）、県（3分の1）

(2) 生活福祉資金の災害援護資金

低所得世帯に対し、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な経費として貸し付ける資金である。

「生活福祉資金貸付事業制度要綱」に基づき、災害救助法が適用されない災害によって被害を受けた低所得世帯に対し、被災による困窮から自立更生するのに必要な生活福祉資金を貸付ける。

なお、上記（1）の災害弔慰金の支給等に関する法律による災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付対象とならない。

① 貸付限度	1,500,000円
② 据置期間	貸付の日から1年以内
③ 償還期限	7年以内
④ 貸付利子	3%

(3) 母子父子寡婦福祉資金

災害により被災した母子・父子家庭及び寡婦に対して、事業開始資金、事業継続資金、住宅資金の据置期間の延長及び償還金の支払猶予等の特別措置を講じる。

(4) 生活福祉資金制度による各種貸付

社会福祉協議会は、金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障害者や要介護者のいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図ることのために必要な経費を貸し付ける。

第4編 災害復旧・復興計画

(5) 嘉手納町条例による災害援護資金の貸付

災害により被害を受けた世帯の町民である世帯主（世帯の生計を主として維持していた場合に該当。）に対し、その生活建て直しに資するため、災害援護資金の貸付を行う。

（参照：「災害弔慰金の支給等に関する条例」（昭和49年7月3日条例第6号））

ア) 災害援護資金の限度額等（第13条）

※ 1 災害における1世帯当りの貸付限度額

区 分	内 容
療養に要する期間：1ヶ月以上の世帯主の負傷	① 家財についての被害金額がその家財価格のおおむね1/3以上の損害・住居の損害が無い場合 100万円 ② 家財の損害あり、かつ住居損害が無い場合 180万円 ③ 住居が半壊した場合 190万円 ④ 住居が全壊した場合 250万円
世帯主の負傷が無い	① 家財の損害がある、かつ住居の被害が無い 100万円 ② 住居が半壊した場合 110万円 ③ 住居が全壊した場合 170万円 ④ 住居の全体が滅失もしくは流失した場合 250万円
被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない等、特別の事情がある場合	① (1)の③の場合 250万円 ② (2)の②の場合 170万円 ③ (2)の③の場合 250万円

イ) 利率・期間等

利率（第14条）	・措置期間中 無利子 ・措置期間経過後（延滞の場合を除く。） 年3%
償還期間等（第13条）	・償還期間 10年 ・措置期間 償還期間のうち3年（令で定める場合は5年）

2 被災世帯に対する住宅融資

低所得世帯又は母子世帯で災害により住宅を失い、又は破損等のために居住することができなくなった場合、住宅を補修し又は非住家を住家に改造する等のため資金を必要とする世帯に対して、次の資金を融資するものとする。

- (1) 災害弔慰金の支給に関する法律の災害援護資金
- (2) 生活福祉資金の災害援護資金又は住宅資金
- (3) 母子福祉資金の住宅資金

第4編 災害復旧・復興計画

3 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給

(1) 災害弔慰金の支給

① 実施主体	嘉手納町（条例に基づき実施。）
② 対象災害	いわゆる自然災害（法第2条）であって、住家の滅失した世帯が町内で5世帯以上の災害及び県内において、救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害等
③ 支給対象	‘②’により死亡した者の遺族に対して支給する
④ 弔慰金の額	ア) 生計維持者が死亡した場合 500万円 イ) その他の者が死亡した場合 250万円
⑤ 費用の負担	国（2分の1）、県（4分の1）、町（4分の1）

(2) 災害障害見舞金の支給

① 実施主体	嘉手納町（条例に基づき実施。）
② 対象災害	いわゆる自然災害（法第2条）であって、住家の滅失した世帯が町内で5世帯以上の災害及び県内において、救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害等
③ 支給対象	‘②’により、精神又は身体に次に掲げる障害を受けた者に対して支給する ア) 両眼が失明した者 イ) そしゃく及び言語の機能を廃した者 ウ) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する者 エ) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する者 オ) 両上肢をひじ関節以上で失った者 カ) 両上肢の用を全廃した者 キ) 両下肢をひざ関節以上で失った者 ク) 両下肢の用を全廃した者 ケ) 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められる者
④ 見舞金の額	ア) 生計維持者が障害を受けた場合 250万円 イ) その他の者が障害を受けた場合 125万円
⑤ 費用の負担	国（2分の1）、県（4分の1）、町（4分の1）

第4編 災害復旧・復興計画

(3) 嘉手納町条例による災害見舞金及び弔慰金の支給

(参照:「災害弔慰金の支給等に関する条例」(昭和49年7月3日条例第6号))

【嘉手納町災害見舞金の支給】

災害障害見舞金の支給 (第9条)	町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法に掲げる程度の障害があるときは、当該住民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。
災害障害見舞金の額 (第10条)	障害者1人当りの災害見舞金の額 ① 世帯の生計を主として維持していた場合 150万円 ② その他場合 75万円

【嘉手納町災害弔慰金の支給】

災害(暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他異常な自然現象)により死亡したときは、そのものの遺族に対し、災害弔慰金の支給を行う。

災害弔慰金を支給する遺族 (第4条)	死亡者により生計を主として維持していた(死亡当時)遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
災害弔慰金の額 (第5条)	災害死亡者1人当り ① 生計の主たる者 300万円 ② その他の者 150万円

《嘉手納町 小災害り災者に対する見舞金支給要綱》

昭和56年2月3日

要綱第1号

小災害の範囲	災害の規模が災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を受けない災害、風水害等予測できない天災地変等による災難事故をいう。
見舞の種類	① 小災害により死亡したものに対する弔慰金 ② 小災害により負傷したものに対する見舞金 ③ 小災害により住家に被害を受けた世帯に対する見舞金
見舞の対象	① 弔慰金 小災害により死亡した者(その者の故意又は、重大な過失のよって死亡した者を除く。)について、その者の遺族に対して支給する。 ② 見舞金 小災害により被害を受けた世帯に対し支給するものとし、負傷者については1ヶ月以上の治療期間を要する者とする。 ③ 住家の被害 小災害により全壊、全焼、流失又は半壊半焼した世帯とする。

第4編 災害復旧・復興計画

見舞金の程度	① 弔慰金 ② 見舞金 ③ 見舞金品（住家の被害等） 住家の被害については、り災世帯の構成による範囲とする。		
	世帯構成\被害の程度	全壊・全焼・流失	半壊・半焼
	1人世帯	60,000 円	30,000 円
	2人以上は1人増すごとに加算する額	20,000 円	15,000 円
・全壊、全焼、流失の最高額：250,000 円 ・半壊、半焼の最高額：120,000 円			
支給の方法	弔慰金及び見舞金は、原則として現金をもって支給する。 但し、必要のある場合においては、前条に掲げる範囲内において現物をもって支給することができる。		
見舞の支給手続	見舞の支給をする場合は、あらかじめ係は町長に小災害報告書（様式）を提出するものとする。		

4 災害義援物資、義援金の募集及び配分

(1) 義援物資の受入れ

本町は、県及び関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れ物資を明確にし、報道機関を通じて国民に公表する。

(2) 義援金の受入れと配分

県、市町村、日本赤十字社各機関は、被害の状況等を把握し、義援金の募集を行うか否かを検討し決定する。

ア 義援金を、确实、迅速、適切に募集・配分するため、県は義援金配分委員会（以下、本節において「委員会」という）を設置する。

イ 委員会の構成機関は、県、日本赤十字社沖縄県支部、沖縄県共同募金会、県市長会、県町村会、沖縄タイムス、琉球新報、沖縄婦人連合会、その他県単位の各種団体の代表者により構成する。

ウ 県、市町村、日本赤十字社沖縄県支部、沖縄県共同募金会、その他各種団体は、義援金の受付窓口を開設し、直接義援金を受け付ける。

エ 義援金の受付状況について委員会に報告し、受け付けた義援金は委員会へ送金する。

オ 受領した義援金は、配分計画に基づき、速やかに被災市町村へ送金する。被災市町村は、委員会から送金された義援金を、配分計画に基づく配分率及び配分方法により、被災者に配分する。

5 租税の徴収猶予及び減免等

(1) 地方税の特別措置

県、本町は、税条例等に基づき、以下の特別措置を行う。

第4編 災害復旧・復興計画

ア 地方税の減免

災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税（個人住民税、固定資産税、自動車税など）について一部軽減又は免除する。

イ 徴収の猶予

県及び本町は、災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税について、その徴収を猶予する。

ウ 期限の延長

県及び本町は、災害により、地方税の申告・納税等が期限内にできないような場合、一定の地域について、災害がやんだ日から2か月以内の範囲で申告等の期限を延長する。

6 職業のあっせん

公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、県、本町と連携して以下の措置を講じる。

(1) 被災者のための臨時職業相談窓口の設置

(2) 公共職業安定所に出向いて行くことの困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施

第4編 災害復旧・復興計画

第5款 被災者生活再建支援

〔実施主体：総務班・福祉班・子ども家庭班〕

1 被災者生活再建支援法の適用計画

(1) 目的

災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援することを目的とする。

(2) 計画内容（支援法の適用要件等）

1) 支援法の適用

区 分	基 準 内 容
ア) 対象となる自然災害	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害 ② 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害 ③ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した県における自然災害 ④ <u>上記①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）</u> ⑤ <u>上記の①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）</u> ⑥ <u>上記の①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）、又は、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る。）</u>
イ) 支給対象世帯	<ul style="list-style-type: none"> ① 住宅が全壊した世帯 ② 住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ③ 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯 ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯） ⑤ <u>住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住をすることが困難な世帯（中規模半壊世帯）</u>

2) 住宅の被害認定

被害認定は、認定基準「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日 内閣府政策統括官（防災担当）通知）により町が行い、県がその取りまとめを行うこととする。

3) 支援金の支給及び支給限度額

支援金には支給する限度額が設けられており、支援金の支給限度額は住宅の被災の程度、世帯の収入世帯主の年齢、世帯員数及び住宅の所有形態等により異なるが、最大で300万円が支給される。

第4編 災害復旧・復興計画

ア 支給金額

住宅の被害程度	基礎 支援金	加算支援金		計
		住宅の再建方法	金額	
①④全壊	100万円	建設・購入	200万円	300万円
②解体		補修	100万円	200万円
③長期避難		賃借（公営住宅除く）	50万円	150万円
大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借（公営住宅除く）	50万円	100万円
⑤中規模半壊	-	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借（公営住宅除く）	25万円	25万円

※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額

(3) 町の事務体制

本町が実施する以下の事務のうち、⑧～⑫については、委託を受けて実施する。

①制度の周知（広報）

②住宅の被害認定及び被害報告

被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号）第1条各号の規定に基づき県が行う速やかな被害報告に資するため、当該自然災害にかかる以下の被害状況について県に速やかに報告する。

- ア 町名、法の対象となる、又は、その見込みのある自然災害が発生した日時及び場所
- イ 災害の原因及び概況
- ウ 住宅に被害を受けた世帯の状況
 - 全壊（全焼、全流失を含む。以下同じ。）、大規模半壊、半壊（半焼を含む。以下同じ。）及び床上浸水等の被害を受けた住宅の世帯数等
- エ ウの報告については、自然災害発生後の初期段階では、救助法による救助の実施に関して行われる住家被害の報告と同一でも可。
- オ その他必要な事項
- カ 報告の責任の明確化
 - 自然災害の状況等の報告事務については、あらかじめ担当窓口を定め県（県民生活課）の報告責任者と密接な連携を図る。

③り災証明書等の必要書類の発行

申請者は、以下の書類を被災者生活再建支援金支給申請書に添付する必要があるので、市は、当該被災者から請求があった時は、必要な書類を発行する。

- ア 住民票等、世帯が居住する住宅の所在世帯の構成が確認できる証明書類
- イ 世帯の前年（被災日が1月から5月までの間である場合は、前前年）の総所得金額が確認できる証明書類
- ウ 要配慮者世帯であることが確認できる証明書類
- エ リ災証明書（全壊・半壊やむを得ず解体・大規模半壊の区別が記載してあるもの）及び半壊解体世帯については解体されたことが確認できる証明書類

④被災世帯の支給申請などに係る窓口業務

被災者へ支援金の支給申請に際して、支援金の性格等被災者生活再建支援制度の趣旨及び内容を説明するとともに、支給申請書の記載方法、使途実績報告の時期等その他手続の窓口業務を行う。

⑤支給申請書の受付・確認

被災世帯からの申請書類は、市が世帯主等から事実関係、申請書記載事項及び添付書類を十分確認し、以下の事項などを処理する。

- ア 支給対象額の算定
- イ 対象となる世帯の収入額の算定
- ウ 要配慮者世帯の確認
- エ 添付書類等の有無
- オ その他の記載事項に関する確認（生活関係経費、居住関係経費等）

⑥支給申請書等のとりまとめ

支給申請書の受付・確認などを終えた後、県に送付する。

⑦使途実績報告書の受付・確認

使途実績報告書を受付・確認後県へ送付する。

⑧支援金の支給（被災者の口座への振り込みによる場合を除く。）

⑨支援金の返還に係る請求書の交付

⑩加算金の納付に係る請求書の交付

⑪延滞金の納付に係る請求書の交付

⑫返還される支援金、加算金及び延滞金の受領並びに法人への送金

⑬その他上記に係る付帯事務

※上記の他、収入額の算定、支援金支給申請の手続、その他については、被災者生活再建支援法・同施行令・同施行規則・内閣府政策統括官（防災担当）通知に基づき行う。

2 地震保険や共済制度の活用

地震保険や共済制度は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、本町及び県等はそれらの制度の普及促進に努める。

第3節 中小企業等への支援計画

災害時の被災農林漁業者及び中小企業者に対する融資対策は、次によるものとする。

[実施主体：産業環境班]

1 農業関係

災害により農業者が被害を受け経営に打撃を受けた場合に、低利の資金を融資することによって、農林業経営の安定を図ることを目的として、天災融資制度、沖縄振興開発金融公庫等の制度金融による救済制度が設けられている。

したがって、「天災融資法」の発動及び「激甚災害法」が適用されることとなった場合は、天災資金の活用を推進する。

天災融資法等が適用されない場合は、農林漁業セーフティネット資金（災害資金）や農業近代化資金等の災害復旧事業を対象とした制度資金の活用を推進する。

2 林業関係

被害林業者等に対しては、天災融資法に基づく資金又は沖縄振興開発金融公庫資金の活用を指導するとともに、災害後の復旧資金として林道その他林業用共同利用施設資金（災害）等の長期低利の資金導入を円滑に進め早期復旧を指導推進する。

3 漁業関係

被害漁業者の施設（漁船・漁具）、漁獲物及び漁業用資材並びに嘉手納町漁業組合等の管理する共同利用施設、又は在庫品に対する被害については天災融資法を適用し、災害復旧を容易ならしめ、被害漁業の経営の安定を図るよう推進する。

また、沖縄振興開発金融公庫の漁業基盤整備資金及び漁船資金等を積極的に利用するとともに、系統金融の活用を図るよう指導推進する。

4 中小企業関係

災害時の被災中小企業者に対する融資対策は、県が主体となって行うが、本町は県の窓口となり、必要に応じて、関係商工会議所、商工会、商工会連合会、中小企業団体中央会等の協力を求めて、被災した企業に対し金融相談、融資の指導、あっせん等の支援を行う。

第4節 復興の基本方針

被災地の復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものである。

[実施主体：総務班]

1 復興計画の作成

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害において被災地域の再建を速やかに実施するため復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進めるものとする。

特に、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

また、住民の意向を尊重しつつ、協働して計画的に行うものとし、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

2 がれき処理

災害によるがれきの処理方法を確立（広域処理を含む）するとともに、嘉手納町災害廃棄物処理計画に基づき、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集・分別、運搬及び処分を図ることにより、がれきの円滑かつ適正な処理を行うものとする。

なお、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。

また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため適切な措置等を講ずるものとする。

3 防災まちづくり

防災まちづくりにあたっては、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる河川道路、公園、河川、港湾・漁港等骨格的な基盤施設及び防災安全区の整備、ライフラインの耐震化、建築物や公共施設の耐震化・不燃化、耐震性貯水槽の設備等を基本的な目標とするものである。

また、復興のため、市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民の合意を得るように努め、併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう環境整備にも努め、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。

4 特定大規模災害時の復興方針等

本町が、大規模災害からの復興に関する法律（以下「復興法」という。）に規定する特定大規模災害を受け、国の復興基本方針が定められた場合、必要に応じて県と共同して国の復興基本方針等に即した復興計画を策定する。また、復興協議会を組織して復興整備事業の許認可の緩和等の特別措置の適用を受け、市街地開発事業、土地改良事業等を実施する。

なお、復興計画の作成や復興整備事業の実施等に必要な人員が中長期的に不足する場合は、復興法に基づき、関係地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請する。